

死亡保険金

ご請求のしおり



目 次

1. お支払いまでの手続きの流れについて	．．．．． 2 ページ
2. 受取人について	．．．．． 3 ページ
3. ご請求に必要な書類について	．．．．． 4 ページ
4. 税金面の取扱いについて	．．．．． 6 ページ
a. 死亡保険金に課税される税金の種類	
b. 税金の申告期限	
5. その他のお知らせ	．．．．． 8 ページ
a. お支払いの期日	
b. 死亡保険金などをお支払いできない場合	
6. [ご参考]	．．．．． 10 ページ
a. 当社の死亡保険金請求以外に必要な各種手続き	
b. 相続について	

(注意)

- ・ 税理士法の観点から個別の税務の取扱いについては税理士や所轄の税務署にお問い合わせください。
- ・ 本稿記載の税務のお取扱いは、2022年1月現在のものです。今後の税制の変更に伴い、記載内容が変わることがあります。

1. お支払いまでの手続きの流れについて

- 死亡保険金のご請求に必要な書類のご案内からお支払いまでの手続きの流れは、次のとおりです。（ご契約の保険種類にかかわらず、一般的な内容を掲載しています。）

1. 住友生命

- ▶ 連絡いただいた内容に基づき、請求書類をご案内いたします。
- ▶ 死亡保険金のご請求以外にもご案内可能な手続きがあれば、あわせてご案内いたします。

2. お客さま

- ▶ 必要書類をご用意ください。
- ▶ お手続きに必要なすべての書類をご準備いただき、当社までご提出ください。

3. 住友生命

- ▶ 約款の内容にしたがって、お支払いの内容を確認させていただきます。
- ▶ お支払いの内容の判断にあたっては、事実の確認をさせていただくことがあります。事実の確認が終了し死亡保険金のお取扱いが決まり次第、速やかにお手続きいたします。
(注意)「事実の確認」の詳細は、後述「その他のお知らせ」をご参照ください。
- ▶ 書類の追記や追加で書類を提出いただく必要があるときは、別途、書面や電話にてご連絡いたします。
- ▶ お支払いの際は、指定口座へ送金するとともに、お支払内容の明細を送付いたします。

4. お客さま

- ▶ 送付されたお支払内容の明細をご確認ください。

2. 受取人について

- 死亡保険金は、保険契約者があらかじめ指定した死亡保険金受取人からご請求ください。(家族定期保険特約の被保険者が亡くなられた場合の死亡保険金請求の際は、主契約の被保険者からご請求ください。)
- ただし、死亡保険金受取人が(1)～(3)に該当するときは、次のとおりです。

(1) 死亡保険金受取人が未成年^(※)のとき (※)請求日時点

- ・ 死亡保険金受取人(未成年者)の親権者からご請求ください。
- ・ 親権者がいらっしゃらないときは、未成年後見人からご請求ください。
- ・ 未成年者であってもご結婚されているときは、死亡保険金受取人ご本人からご請求ください。

(2) 死亡保険金受取人が亡くなられているとき

- ・ 指定された死亡保険金受取人が亡くなられた時以降、死亡保険金受取人が変更されないまま被保険者が亡くなられたときは、指定された死亡保険金受取人が亡くなられた時の法定相続人からご請求ください。法定相続人が複数の場合は代表受取人を1名選任いただき、その代表受取人からご請求ください。この場合、各受取人の受取割合は「均等割合」となります。

(注意) 被保険者の法定相続人ではありませんので、ご注意ください。

(3) 死亡保険金受取人に「相続人」を指定されているとき

- ・ 被保険者の法定相続人からご請求ください。民法で定める相続順位は次表のとおりです。

順位	相続人	法定相続割合
第1順位	配偶者と子	配偶者 : 2分の1
		子 : 2分の1
第2順位	配偶者と直系尊属(父母等)	配偶者 : 3分の2
		直系尊属 : 3分の1
第3順位	配偶者と兄弟姉妹	配偶者 : 4分の3
		兄弟姉妹 : 4分の1

- ・ 複数の法定相続人が受取人になるときは、法定相続人の中から代表受取人を1名選任いただき、その代表受取人からご請求ください。この場合、各受取人の受取割合は「法定相続割合」となります。

3. ご請求に必要な書類について

- 死亡保険金をご請求いただく際に、必要な書類は次表のとおりです。

提出いただく書類	お取寄せ方法など
死亡保険金請求書	受取人が受取方法・銀行口座などの必要事項をご記入ください。 ※受取人ご自身によるご記入が難しい場合は、担当のスミセイライフデザイナーまたはスミセイコールセンターまでお問い合わせください。
死亡診断書の写し	医師が発行し、市区町村役場へ届け出る死亡診断書（または死体検案書）をご提出ください。
受取人の本人確認書類の写し	運転免許証、パスポート、健康保険証などの各種証明書の写しをご提出ください。

(注意) 保険証券は、ご契約内容を確認のうえお客さまにて破棄をお願いします。

- 以下の書類は、次表右側に該当するときに、ご提出が必要となります。

戸籍謄(抄)本または全部(個人)事項証明書 ※発行後6ヶ月以内のものをご提出ください。 写しのご提出でも結構です。 費用はお客さまのご負担となります。	被保険者または死亡保険金受取人に改姓・改名があるとき ・従前戸籍の記載があり、旧姓が確認できるもの ・改製原戸籍に婚姻の記載があり、新姓が確認できるもの
	死亡保険金受取人が未成年者のとき ・死亡保険金受取人の親権者または未成年後見人が確認できるもの ※未成年の方が婚姻されている場合は、婚姻の事実が確認できるもの（成人とみなされ単独で請求できます）
	死亡保険金受取人が亡くなられているとき ・死亡保険金受取人の死亡事実が確認できるもの ・死亡保険金受取人の相続人が確認できるもの
	死亡保険金受取人が「相続人」と指定されているとき ・被保険者の相続人が確認できるもの

代表選任届	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡保険金受取人が2名以上のとき ・死亡保険金受取人が亡くなられているとき ・死亡保険金受取人が「相続人」と指定されているとき
受傷状況報告書	<p>被保険者が不慮の事故により亡くなられ、かつ災害死亡保険金をご請求される時</p> <p>※受傷状況およびその原因について、お客さまご自身で記入いただく用紙です。</p>

●マイナンバーの提供をお願いする場合があります。

保険会社は、これまでも法令に基づき保険金等の支払いに伴う支払調書を税務署に提出していましたが、「社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）」の導入により、2016年1月からは、お客さまのマイナンバーを記載して提出することが義務づけられたため、対象契約のお客さまにマイナンバーの提供をお願いしています。

●死亡保険金のお受取りについては、一時金で受け取る方法のほか、次の方法をお選びいただけます。

年金で受け取る方法 (年金支払い)	死亡保険金の全部または一部を年金原資として、年金としてお受け取りいただく方法
据え置く方法 (据置支払い)	死亡保険金の全部または一部を当社にお預けいただき、一定の期間の満了、または請求時に所定の利息とともにお受け取りいただく方法

(注意)

- ・ご契約の保険種類にかかわらず、一般的な内容を記載しています。個別のご契約の取扱いについては、担当のスマセイライフデザイナーまたはスマセイコールセンターまでお問い合わせください。
- ・死亡保険金を一時金以外でお受け取りいただくときは、1回の年金額または据え置く保険金の金額が当社の定める額を下回るときにはお取り扱いできません。

4. 税金面の取扱いについて

(注意) 死亡保険金受取人が法人のときのお取扱いについては、当社までお問い合わせください。

a. 死亡保険金に課税される税金の種類

- 契約者（保険料負担者）、被保険者、死亡保険金受取人の関係によって、次表のとおり死亡保険金に対する税金が異なります。〔〕内は1つの例です。

	契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金 受取人	対象となる税の種類
(1)	A〔夫〕	A〔夫〕	B〔妻〕	相続税
(2)	A〔夫〕	B〔妻〕	A〔夫〕	所得税（一時所得）・ 住民税
(3)	A〔夫〕	B〔妻〕	C〔子〕	贈与税

(注意) ・死亡保険金受取人は、被保険者が亡くなられた後は変更できません。

- ・一般的に、贈与税は相続税に比べ税率が高くなります。
- ・収入保障年金などを一時金として受け取られたときも、上記と同様のお取扱いとなります。

(1) 相続税の対象となるとき

- ・契約者（保険料負担者）と被保険者が同一人の場合は、相続税が課税されます。
- ・死亡保険金受取人が被保険者の相続人のとき、一定の金額が非課税となることがあります。詳細については、所轄の税務署にお問い合わせください。

(2) 所得税の対象となるとき

- ・契約者（保険料負担者）と死亡保険金受取人が同一人の場合は、一時所得として所得税が課税されます。（確定申告が必要です）
- ・その年の1月1日から12月31日までの間に死亡保険金以外に一時所得がないときは、次のとおりとなります。

$$\begin{array}{c}
 \begin{array}{ccc}
 \boxed{\text{収入金額}} & & \boxed{\text{必要経費}} \\
 \downarrow & & \downarrow \\
 \boxed{\text{保険金+配当金+前納保険料等払戻し金}} & - & \boxed{\text{正味払込保険料}} \\
 & & \downarrow \\
 & & \boxed{\text{特別控除}} \\
 & & \downarrow \\
 & & \boxed{50万円}
 \end{array} \\
 (\text{収入金額} - \text{必要経費} - \text{特別控除}) \times 1/2 \\
 = \text{課税対象額}
 \end{array}$$

(注意) 収入金額・必要経費についてはお手続き完了後に送付するお支払内容の明細に記載しておりますので、お手元に届きましたらご確認ください。

(3) 贈与税の対象となる時

- ・ 契約者（保険料負担者）・被保険者・死亡保険金受取人がすべて異なる場合は、贈与税が課税されます。
- ・ その年の1月1日から12月31日までの間に死亡保険金以外に贈与を受けていないときは、次のとおりとなります。

$$\text{受取金額} - 110 \text{ 万円(基礎控除)} = \text{課税対象額}$$

- なお、死亡保険金を年金として受け取るときは、年金受取りにかかる税金は次表のとおりです。

	契約者 (保険料負担者)	被保険者	年金 受取人	死亡時	毎年の 年金受取時
(1)	A	A	B	相続税 (年金の評価額に 対して課税)	所得税(雑所得)・ 住民税 ※1
(2)	A	B	A	-	所得税(雑所得)・ 住民税 ※2
(3)	A	B	C	贈与税 (年金の評価額に 対して課税)	所得税(雑所得)・ 住民税 ※1

※1 各年の年金収入金額を所得税の「課税部分」と「非課税部分」に振り分け、「課税部分」にのみ所得税が課されることとなります。また、雑所得の金額は、「課税部分」の年金収入金額から対応する支払保険料を差し引いた金額となります。

※2 所得税の課税対象は、各年の年金収入金額となります。また、雑所得の金額は、年金収入金額から対応する支払保険料を差し引いた金額となります。

b. 税金の申告期限

- 税金の種類によって、税務署に対する申告期限は次のとおりです。

(1) 相続税

相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内

(2) 所得税

所得のあった年の翌年2月16日から3月15日まで

(3) 贈与税

贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日まで

- 課税年度は、支払事由（被保険者が亡くなった日）の発生した年度となります。ご請求および死亡保険金のお受取りが支払事由発生年度の翌年以降となったなど、申告方法その他納税についてご不明な点があるときは、所轄の税務署にお問い合わせください。

5. その他のお知らせ

a. お支払いの期日

- 死亡保険金などのご請求があったとき、当社は、請求書類が当社に到着した日^{※1}の翌日から起算して5営業日^{※2}以内にお支払いいたします。死亡保険金などをお支払いの期日経過後にお支払いするときは、期日を超えた期間について遅延利息をお支払いいたします。ただし、死亡保険金などをお支払いするために次に記載の事実の確認が必要なときは、請求書類が当社に到着した日^{※1}の翌日から起算して45日^{※3}がお支払いの期日となります。

- ・ 死亡保険金などのお支払理由発生の有無の確認が必要なとき
- ・ 死亡保険金などのお支払いの免責事由に該当する可能性があるとき
- ・ 告知義務違反に該当する可能性があるとき

など

※1 主約款または主特約に定める請求手続きの際の提出書類（必要事項が完備されていることを要します。）が到着した日をいいます。

※2 契約日が2003年4月1日以前の主契約およびこれに付加されている特約については5日とします。

※3 死亡保険金などをお支払いするために、弁護士法その他の法令に基づく照会手続きや日本国外における調査などが必要なときは、請求書類が当社に到着した日の翌日から起算して180日がお支払いの期日となります。

（注意）死亡保険金などをお支払いするための確認に際し、受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、または確認に応じなかったときは、当社はこれにより確認が遅延した期間の遅滞の責任を負いません。

b. 死亡保険金などをお支払いできないとき

- 約款上、死亡保険金などをお支払いできないときについて次のとおり規定されています。

(1) 死亡保険金をお支払いできないとき

- ・ 責任開始日または復活日から起算して3年以内の自殺によるとき^{※1}
- ・ 死亡保険金受取人の故意によるとき^{※2}
- ・ 保険契約者の故意によるとき
- ・ 告知いただいた内容が事実と相違し、ご契約が解除されたとき

など

(2) 災害死亡保険金をお支払いできないとき

- ・ 被保険者または保険契約者の故意または重大な過失によるとき
- ・ 死亡保険金受取人の故意または重大な過失によるとき^{※2}
- ・ 被保険者の犯罪行為によるとき
- ・ 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき
- ・ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
- ・ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで（運転免許の効力停止中も含みます）運転している間に生じた事故によるとき
- ・ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき

など

※1 精神障害などによる自殺については、お支払いすることがあります。自殺のときに死亡保険金をお支払いできない期間は、契約日によって異なることがあります。

※2 その方が一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人にお支払いします。

(注意) 死亡保険金などをお支払いできるときおよびお支払いできないときの詳細については、ご契約のしおり・約款や当社ホームページなどをご覧ください。

6. [ご参考]

a. 当社の死亡保険金請求以外に必要な各種手続き

- 当社の死亡保険金請求以外に必要な各種手続きをご紹介します。
- 必要となる手続きは、亡くなられた方の状況によって異なります。ここに記載のないもので、手続きが必要となる場合もありますので、あらかじめご了承ください。具体的な手続方法・期限や給付要件の詳細につきましては、市区町村役場・税務署などへお問い合わせください。
- お取りいただく手続きの例

- (1) 「死亡届」の提出
- (2) 「火葬・埋葬許可証」の受理・提出
- (3) 「世帯主変更届」の提出
- (4) 健康保険・介護保険に関する手続き
 - ① 「国民健康保険資格喪失届」の提出
 - ② 「被扶養者の国民健康保険の加入」の手続き
 - ③ 「介護保険の資格喪失届」の提出
 - ④ 「高額療養費」の支給申請
 - ⑤ 「葬祭費・埋葬料」の支給申請
- (5) 厚生年金・国民年金
 - ① 厚生年金
 - ② 国民年金
- (6) 遺族年金
 - ① 遺族基礎年金
 - ② 遺族厚生年金
 - ③ 寡婦年金
 - ④ 死亡一時金

(7) その他の手続き

- ①遺産分割前に預貯金を引き出す場合
- ②預貯金口座の名義変更・解約
- ③不動産の所有権移転登記
- ④株式・投資信託の名義変更
- ⑤ゴルフ会員権の名義変更
- ⑥クレジットカードや各種会員の退会届提出
- ⑦公共料金（電気、ガス、水道、NHK、電話等）の名義・口座変更
- ⑧運転免許証の返却
- ⑨住宅ローンの返済（団体信用生命保険の請求）
- ⑩生命保険・医療保険の支払請求・名義変更
- ⑪自動車損害賠償責任保険の支払請求
- ⑫自動車保険の名義変更
- ⑬自動車の名義変更
- ⑭火災保険の名義変更

(1) 「死亡届」の提出

手続きする人	：遺族
期 限	：亡くなった事実を知った日から7日以内
申請先等	：故人が死亡した場所・故人の本籍地・届出人の所在地のいずれかの市役所等
必要なもの	：死亡診断書または死体検案書

「死亡届」は市区町村役場に7日以内に提出する必要があります。

(2) 「火葬・埋葬許可証」の受理・提出

手続きする人	：遺族
期 限	：亡くなった事実を知った日から7日以内
申請先等	：故人が死亡した場所・故人の本籍地・届出人の所在地のいずれかの市役所等
必要なもの	：死亡届

死亡届を提出すると、「火葬許可証」が交付され、火葬場に提出すると、火葬が終わった時点で、終了した日時を記入して返却されます。これが「埋葬許可証」となり、納骨時に寺院、墓地の管理事務所に提出します。

(3) 「世帯主変更届」の提出

手続きする人	：新しい世帯主
期 限	：14日以内
申請先等	：新しい世帯主の所在地の市役所等
必要なもの	：新しい世帯主の本人確認書類、印鑑

故人が世帯主であった場合、「世帯主変更届」を提出します。
ただし、夫婦2人暮らしだった場合など、明らかに世帯主となる人が分かる場合や、死亡届の提出と連動して、市役所等が自動的に世帯主変更手続きを行う場合は、提出の必要はありません。

(4) 健康保険・介護保険に関する手続き

①「国民健康保険資格喪失届」の提出

手続きする人	： 遺族
期 限	： 14日以内
申請先等	： 故人の最後の所在地の市役所等
必要なもの	： 国民健康保険証または後期高齢者医療保険証、手続きする人の本人確認書類、印鑑

故人が国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入していた場合に必要な手続きですが、「国民健康保険資格喪失届」を提出しなくても、死亡届の提出と連動して、市役所等が自動的に資格喪失手続きを行うケースが多いです。また、故人が企業に勤めていた場合は、この手続きを行う必要はありません。

②「被扶養者の国民健康保険の加入」の手続き

手続きする人	： 故人の健康保険の扶養に入っていた人
期 限	： 14日以内
申請先等	： 加入する方の所在地の市役所等
必要なもの	： 健康保険被保険者資格喪失届、加入する方の本人確認書類、印鑑

故人の健康保険の扶養に入っていた場合、国民健康保険への加入手続きが必要となります。

この手続きには故人の「健康保険被保険者資格喪失届」が必要となります。故人が企業で働いていた場合は、勤務先から受け取る必要があります。

③「介護保険の資格喪失届」の提出

手続きする人	： 遺族
期 限	： 14日以内
申請先等	： 故人の最後の所在地の市役所等
必要なもの	： 介護保険被保険者証、手続きする人の本人確認書類、印鑑

故人が65歳以上の方、もしくは40～64歳で要介護（要支援）認定を受けていた場合に必要な手続きですが、「介護保険の資格喪失届」を提出しなくても、死亡届の提出と連動して、市役所等が自動的に資格喪失手続きを行うケースが多いです。

④「高額療養費」の支給申請

手続きする人：遺族
期 限：すみやかに
申請先等：故人の最後の所在地の市役所等
必要なもの：医療機関の領収証、故人の健康保険証、手続きする人の通帳（口座番号）、印鑑

故人がお亡くなりになる前に入院していた場合などで、同一月（1日から月末まで）にかかった医療費の自己負担額が所定の金額（自己負担限度額）を超えた分は払い戻しを受けることができます。詳細は健康保険組合や全国健康保険協会、国民健康保険（市役所など）にご確認ください。

⑤「葬祭費・埋葬料」の支給申請

手続きする人：遺族
期 限：すみやかに
申請先等：①国民健康保険に加入
 故人の最後の所在地の市役所
 ②その他の健康保険に加入
 健康保険組合
必要なもの：故人の健康保険証（後期高齢者医療保険証）、葬儀費用の領収証、埋葬許可証または死亡診断書（埋葬料の場合）、手続きする人の通帳（口座番号）、印鑑

故人が国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入していた場合は「葬祭費」、国民健康保険以外の健康保険に加入の場合は「埋葬料」の支給申請を行います。葬祭費は3～7万円（市区町村により異なります）、埋葬料は5万円の支給額となります。

(5) 厚生年金・国民年金

①厚生年金

手続きする人	：遺族
期 限	：①年金受給権者死亡届の提出 10 日以内 ②未支給年金の請求 すみやかに
申請先等	：最寄りの年金事務所または年金相談センター
必要なもの	：年金証書、死亡診断書または死亡届（コピーで可）、戸籍謄本、故人の住民票（除票）、手続きする人の住民票、通帳（口座番号）、印鑑

厚生年金を受給していた場合、「年金受給権者死亡届（報告書）」の提出が必要です。日本年金機構に個人番号（マイナンバー）が登録されている場合は、「年金受給権者死亡届（報告書）」を省略できます。

また、亡くなった月分までの年金については、未支給年金としてその方と生計を同じくしていた遺族が受け取ることができます。

②国民年金

手続きする人	：遺族
期 限	：①年金受給権者死亡届の提出 14 日以内 ②未支給年金の請求 すみやかに
申請先等	：最寄りの年金事務所または年金相談センター
必要なもの	：年金証書、死亡診断書または死亡届（コピーで可）、戸籍謄本、故人の住民票（除票）、手続きする人の住民票、通帳（口座番号）、印鑑

国民年金を受給していた場合、最寄りの年金事務所または年金相談センターにて手続きをする必要があります。

未支給年金を受けることができる遺族は、故人と生計を同じくしていた遺族で、次の順位で請求することができます。

- (1)配偶者
- (2)子
- (3)父母
- (4)孫
- (5)祖父母
- (6)兄弟姉妹
- (7)その他(1)～(6)以外の3親等内の親族

(6) 遺族年金

遺族年金には、「遺族基礎年金」「遺族厚生年金」「寡婦年金」「死亡一時金」があります。受給要件を満たしているかどうかなど、詳細は市役所等または年金事務所・年金相談センターにご確認ください。

①遺族基礎年金

手続きする人：配偶者または子

期 限：すみやかに

申請先等：住所地の市役所等または最寄りの年金事務所・年金相談センター

必要なもの：年金手帳、年金証書、死亡診断書または死亡届（コピーで可）、戸籍謄本、故人の住民票（除票）、手続きする人の住民票、非課税証明書、通帳（口座番号）、印鑑

国民年金の被保険者等であった方が、受給要件を満たしている場合、亡くなられた方によって生計を維持されていた「子^(※)のある配偶者」または「子^(※)」が、遺族基礎年金を受け取ることができます。

(※)「子」とは、18歳到達年度の末日（3月31日）を経過していない子、または20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の子

②遺族厚生年金

手続きする人：遺族

期 限：すみやかに

申請先等：最寄りの年金事務所・年金相談センター

必要なもの：年金手帳、年金証書、死亡診断書または死亡届（コピーで可）、戸籍謄本、故人の住民票（除票）、手続きする人の住民票、非課税証明書、通帳（口座番号）、印鑑

厚生年金保険の被保険者等であった方が、受給要件を満たしている場合、その方によって生計を維持されていた遺族（①配偶者または子^(※)、②父母、③孫^(※)、④祖父母の中で優先順位の高い方）が遺族厚生年金を受け取ることができます。遺族厚生年金の年金額は、亡くなった方の老齢厚生年金の報酬比例部分の4分の3の額となります。

(※)「子」「孫」とは、18歳到達年度の末日（3月31日）を経過していない子(孫)、または20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の子(孫)

③寡婦年金

手続きする人	：妻
期 限	：すみやかに
申請先等	：住所地の市役所等または最寄りの年金事務所・年金相談センター
必要なもの	：年金手帳または基礎年金番号通知書、戸籍謄本、故人の住民票（除票）、手続きする人の住民票、通帳（口座番号）、印鑑

寡婦年金は、死亡日の前日において国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた期間および国民年金の保険料免除期間^(※1)が10年以上^(※2)ある夫が亡くなったときに、その夫と10年以上継続して婚姻関係（事実上の婚姻関係を含む）にあり、死亡当時にその夫に生計を維持されていた妻に対して、その妻が60歳から65歳になるまでの間支給されます。年金額は、夫の第1号被保険者期間だけで計算した老齢基礎年金額の4分の3の額です。

(※1) 学生納付特例期間、納付猶予期間を含みます。ただし、学生納付特例、納付猶予の期間は、年金額には反映されません。

(※2) 2017年7月31日以前の死亡の場合、25年以上の期間が必要です。

④死亡一時金

手続きする人	：遺族
期 限	：すみやかに
申請先等	：住所地の市役所等または最寄りの年金事務所・年金相談センター
必要なもの	：年金手帳、戸籍謄本、故人の住民票（除票）、手続きする人の住民票、通帳（口座番号）、印鑑

死亡一時金は、死亡日の前日において第1号被保険者として保険料を納めた月数が36月以上ある方が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受けないまま亡くなった時、その方によって生計を同じくしていた遺族（1・配偶者、2・子、3・父母、4・孫、5・祖父母、6・兄弟姉妹の中で優先順位の高い方）に支給されます。

※4分の3納付月数は4分の3月、半額納付月数は2分の1月、4分の1納付月数は4分の1月として計算

※遺族が遺族基礎年金の支給を受けるときは支給されません。また、寡婦年金とどちらか一方しか選択できません。

(7) その他の手続き

故人の所有していた財産の名義変更や、クレジットカード・各種会員証の退会手続き、公共料金の引き落とし先の変更、各種保険の請求・名義変更等を行います。

①遺産分割前に預貯金を引き出す場合

手続きする人：遺族

期 限 ：特になし

申請先等 ：各金融機関

必要なもの：手続きする人の本人確認書類、故人の除籍謄本、故人の戸籍謄本または全部事項証明書、相続人全員の戸籍謄本または全部事項証明書、預貯金の払戻しを希望される方の印鑑証明書、実印、預金通帳、届出印、キャッシュカード
※金融機関により異なる場合があります。

各相続人は遺産分割が終わる前でも、金融機関に申し出ると故人名義の預貯金口座から、原則として1金融機関につき預貯金額×1/3×法定相続分（150万円まで）を限度に引き出すことができます。

②預貯金口座の名義変更・解約

手続きする人：遺族

期 限 ：遺産分割が完了した時点

申請先等 ：各銀行、ゆうちょ銀行など

必要なもの：遺産分割協議書または相続に関する依頼書、故人の戸籍謄本、相続人の戸籍謄本、相続人の印鑑証明書、実印、預金通帳

必要書類は各金融機関で異なりますのでご確認ください。取引銀行が複数ある場合に限らず、同一銀行内であっても支店ごとの手続きとなる場合があります。

③不動産の所有権移転登記

手続きする人	：遺族
期 限	：遺産分割が完了した時点
申請先等	：（自分で行う場合）法務局 （依頼する場合）司法書士
必要なもの	：遺産分割協議書、故人の戸籍謄本・住民票、相続人の戸籍謄本・住民票、相続人の印鑑証明書、実印、固定資産税評価証明書

詳細は法務局や司法書士にご確認ください。

④株式・投資信託の名義変更

手続きする人	：遺族
期 限	：遺産分割が完了した時点
申請先等	：各証券会社
必要なもの	：遺産分割協議書または相続人代表者委任状、故人の戸籍謄本、相続人の戸籍謄本、相続人の印鑑証明書、実印

必要書類は各証券会社で異なりますのでご確認ください。

⑤ゴルフ会員権の名義変更

手続きする人	：遺族
期 限	：遺産分割が完了した時点
申請先等	：各ゴルフ場
必要なもの	：遺産分割協議書または相続同意書、会員権証券、故人の戸籍謄本、新名義人の印鑑証明書、実印

必要書類は各ゴルフ場で異なりますのでご確認ください。

⑥クレジットカードや各種会員の退会届提出

手続きする人：遺族
期 限：すみやかに
申請先等：クレジットカード発行会社、会員証発行会社
必要なもの：クレジットカード、会員証

クレジットカードは、会費等が自動引き落としされてしまう前に手続きを行ってください。各クレジットカード、会員証発行会社で手続き内容が異なりますのでご確認ください。

⑦公共料金（電気、ガス、水道、NHK受信料、電話等）の名義・口座変更

手続きする人：遺族
期 限：すみやかに
申請先等：各公共料金の会社
必要なもの：（携帯電話について）故人の戸籍謄本または死亡診断書または会葬案内等、手続きする人の本人確認書類、印鑑

故人の口座から自動引き落とししていた場合、預貯金口座が凍結されると引き落としができなくなりますので、早めに手続きを行ってください。詳細は各社のコールセンターあてご確認ください。

⑧運転免許証の返却

手続きする人：遺族
期 限：すみやかに
申請先等：故人の最後の住所地を管轄する警察署、運転免許センター
必要なもの：運転免許証、死亡日を確認できる書類

詳細は各警察署または運転免許センターにご確認ください。

⑨住宅ローンの返済（団体信用生命保険の請求）

手続きする人	：遺族
期 限	：すみやかに
申請先等	：銀行・住宅金融支援機構など
必要なもの	：死亡診断書、保険金受取人の印鑑証明書、実印

亡くなった方が住宅ローンの債務者になっていた場合には、相続人がローンを引き継ぐのが原則となり、債務者の名義変更手続きが必要です。

団体信用生命保険に加入されていた場合は、ローンは完済となりますので、担保（建物や土地）に設定された抵当権の抹消手続きが必要です。

詳細は銀行・住宅金融支援機構などにご確認ください。

⑩生命保険・医療保険の支払請求・名義変更

手続きする人	：遺族
期 限	：すみやかに
申請先等	：各生命保険会社または損害保険会社
必要なもの	：保険証券、死亡診断書、故人の戸籍謄本、保険金受取人の戸籍謄本、保険金受取人の印鑑証明書、実印

詳細は各生命保険会社・損害保険会社に連絡してご確認ください。

なお、生命保険契約の存在が分からない場合には、生命保険協会の契約照会制度を利用することで、生命保険協会を通じてどの生命保険会社に契約が存在するかを確認することができます。

⑪自動車損害賠償責任保険の支払請求（交通事故の場合）

手続きする人	：遺族
期 限	：すみやかに
申請先等	：各損害保険会社
必要なもの	：交通事故証明書、死亡診断書、診療報酬明細書、故人の戸籍謄本、相続人の戸籍謄本、相続人の印鑑証明書、実印

各損害保険会社に連絡してご確認ください。

⑫自動車保険の名義変更

手続きする人	：遺族
期 限	：すみやかに
申請先等	：各損害保険会社
必要なもの	：保険証券、相続承認請求書、新名義人の印鑑証明書、実印、新名義人の運転免許証

詳細は各損害保険会社に連絡してご確認ください。

⑬自動車の名義変更

手続きする人	：自動車の名義を引き継ぐ遺族
期 限	：相続から 15 日以内（実際は遺産分割が完了した時点が多い）
申請先等	：（自分で行う場合）陸運局 （代行を依頼する場合）代行業者 （軽自動車の場合）軽自動車検査協会
必要なもの	：遺産分割協議書、車検証、故人の戸籍謄本、新名義人の印鑑証明書、実印、車庫証明書

詳細はナンバープレートの地区を管轄する陸運局にご確認ください。

⑭火災保険の名義変更

手続きする人	：遺族
期 限	：すみやかに
申請先等	：各損害保険会社
必要なもの	：保険証券、故人の戸籍謄本、新名義人の印鑑証明書、実印

詳細は各損害保険会社に連絡してご確認ください。

b. 相続について

- 相続とは、法律で、人が死亡したときに、その者と一定の親族関係にある者が財産上の権利・義務を承継することをいいます。
- 相続の概要（相続人の確認、遺言書の有無の確認、相続財産の確認、遺産分割、相続の承認・放棄、相続税の申告・納税）について、次のとおり記載します。

(注意) 具体的な法律相談については弁護士や司法書士等、税務相談については税理士等へご相談ください。

□相続人の確認

法律で定められた、相続人と相続割合は次表のとおりです。

順位	相続人	法定相続割合
第1順位	配偶者と子	配偶者 : 2分の1 子 : 2分の1
第2順位	配偶者と直系尊属（父母等）	配偶者 : 3分の2 直系尊属 : 3分の1
第3順位	配偶者と兄弟姉妹	配偶者 : 4分の3 兄弟姉妹 : 4分の1

各種の相続関係手続を行うためには、戸籍謄本等により相続人を確定・証明する必要があります。特に故人の戸籍は出生から死亡までの全てを揃える必要があります。

手続きする人：遺族 または 弁護士・司法書士等の専門家
期 限 : すみやかに
申請先等 : 本籍地のある市役所等
必要なもの : 戸籍謄本請求用紙（市役所等にありませう）

□遺言書の有無の確認

遺言書があれば、遺言書を開封する前に家庭裁判所で検認を受けます。
公正証書による遺言は検認を受ける必要はありません。

手続きする人	： 相続人 または 遺言書を保管していた人
期 限	： 遺言書の発見後遅滞なく
申請先等	： 故人の最後の住所地の管轄家庭裁判所
必要なもの	： 遺言書、故人の戸籍謄本（出生から死亡まで）、相続人全員の戸籍謄本

□相続財産の確認

相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利・義務を承継することになります。相続財産にはプラスの財産だけでなく、マイナスの財産も含まれます。

プラスの財産の例	土地や建物などの不動産、現金、預貯金や株式などの金融資産、自動車や家財などの動産
マイナスの財産の例	借入金や買掛金などの借金、未払いの所得税や住民税などの公租公課
相続財産に該当しないものの例	生命保険契約の死亡保険金 [※] 、墓地や仏具などの祭祀に関するもの

※ 生命保険の死亡保険金は、受取人の固有の財産であり、相続財産には該当しないものの、相続税が課税される「みなし相続財産」に該当しますので、注意が必要です。

□遺産分割

遺産分割の方法としては、大きく分けて「指定分割」と「協議分割」の2種類があります。

「指定分割」は、被相続人が遺言書によって指定した分割方法です。

「協議分割」は、共同相続人全員の協議による分割方法です。

遺言書による指定があれば、「指定分割」が「協議分割」に優先されます。

(注意) なお、遺産分割協議終了後は、後で問題が起きないように「遺産分割協議書」を作成します。

手続きする人：相続人の全員

期 限：特になし
(相続税の計算等に影響があるので、10ヶ月以内が望ましい)

申請先等：特に決まりはない

必要なもの：相続人全員の実印・印鑑証明書

□相続の承認・放棄

相続人は相続財産について、次のとおり対応することができます。

- ・単純承認：相続人が、被相続人の権利・義務を全面的に承継することを内容として相続を承認することをいいます。相続人が単純承認をすることを積極的に主張する場合はもちろん、3か月以内に限定承認または相続放棄をしなかったとき、相続人が相続財産の全部または一部を処分したときには、単純承認されたものとみなされます（法定単純承認）。
- ・限定承認：被相続人の債務及び遺贈によって生じた債務を相続財産の限度で弁済し、相続人自身の固有財産をもって責任を負わないという留保つきで承認することをいいます。

<限定承認の方法>

相続の開始があったことを知った時から3か月以内に相続財産の目録を作成して家庭裁判所に提出し、限定承認する旨の申述をします。なお、相続人が数人あるときは、共同相続人の全員でなければ限定承認をすることはできません。

手続きする人：相続人の全員が共同で行う

期 限：相続の開始があったことを知ってから3か月以内

申請先等：故人の最後の住所地の管轄家庭裁判所

必要なもの：故人の戸籍謄本（出生から死亡まで）、故人の住民票の除票、相続人全員の戸籍謄本、財産目録

- ・相続放棄：相続人が全面的に遺産の承継を拒否することをいいます。

＜相続放棄の方法＞

相続の開始があったことを知った時から3か月以内に家庭裁判所に対して相続放棄の申述をします。

手続きする人	：相続人となれる人
期 限	：相続の開始があったことを知ってから3か月以内
申請先等	：故人の最後の住所地の管轄家庭裁判所
必要なもの	：遺言書、故人の戸籍謄本（出生から死亡まで）、故人の住民票の除票、相続を放棄する人の戸籍謄本

(注意) ・なお、死亡保険金は相続財産ではないため、相続放棄の影響は受けません。

- ・相続の承認・放棄は、相続財産について包括的になされなければならないが、その一部についてのみ承認・放棄することはできません。

□相続税の申告・納税

- ・相続税は、相続または遺贈により財産を取得したときにかかります。
- ・相続税の申告・納税は、当該相続人がその相続の開始のあったことを知った日の翌日から10か月以内に、被相続人の死亡時における住所地を所轄する税務署へ行う必要があります。
- ・なお、財産を取得した各相続人の課税価格の合計額が、遺産に係る基礎控除額〔3000万円＋(600万円×法定相続人の数)〕以下[※]であるときには、相続税を申告する必要はありません。

※ 被相続人の死亡日が2015年1月1日以後の場合に限ります。

被相続人の死亡日が2014年12月31日以前の場合、遺産に係る基礎控除額は〔5000万円＋(1000万円×法定相続人の数)〕となります。

(注意)

- ・税理士法の観点から個別の税務の取扱いについては税理士や所轄の税務署にお問い合わせください。
- ・本稿記載の税務のお取扱いは、2022年1月現在のものです。今後の税制の変更に伴い、記載内容が変わることがあります。

< x Ɛ >

< ヌ ㄗ >

契約内容や死亡保険金ご請求手続きなどにご不明な点がございましたら、担当のスマセイライフデザイナーまたはスマセイコールセンターまでお問い合わせください。



お届けしたのは・・・

です。

2022年1月改訂